

○財務省告示第百二十六号

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関稅定率法第八條第五項に規定する調査開始の件（令和三年六月財務省告示第百六十三号）で告示した関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第五項に規定する調査について、同條第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不  
当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九條の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月二十八日

財務大臣 鈴木 俊一

- 一 延長される調査の期間 六箇月
- 二 延長の理由 調査に係る貨物の変更に關し、利害關係者に対して追加的な証拠の提出等の機会を与えるとともに、当該調査の透明性を確保しつつ証拠等の十分な検討を行うためには一層の時日を要するため